

黒潮町省エネ家電設置補助金

目的

省エネを目的に設備導入費用の一部を補助し、町内で利用されるエネルギー効率を向上させ、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進する

補助対象機器

空調機器（エアコン）、電気式給湯器（エコキュート）
（いずれも省エネ基準達成率100%以上の機器が対象）

補助対象経費

機器の購入及び設置に要する経費（稼働に必要な付帯設備含む）但し消費税及び処分費を除く

補助率

補助対象経費の3分の2（千円未満切捨）

補助要件

以下の全てを満たす必要があります

- ・町内に住民登録のある方（申請時点）
- ・町内の事業者が発注して町内の住宅に設置すること
- ・その他の補助金や助成金等を受けていないこと
- ・うちエコ診断WEBサービスを実施し、報告すること
- ・省エネ家電の必要電力は再エネにより賄うこと
- ・町税等を滞納していないこと
- ・黒潮町暴力団排除条例の排除対象者でないこと
- ・補助対象機器は新品に限る
- ・買換えの場合、既存機器が省エネ基準達成率100%以上の機器でないこと

お問い合わせ先

黒潮町役場 環境政策室 0880-43-2119（直通）

よくあるご質問

Q.補助の対象となる期間は？

A.令和7年度は令和7年5月20日以降に着手し、令和8年2月28日までに申請したものが対象です。

Q.着手とは？

A.設置工事または機器購入のいずれか早い日です。

Q.事業所への設置は対象となる？

A.対象となりません。住宅のみです。

Q.住宅兼店舗への設置は対象となる？（R7年度改正）

A.住居部分へ設置する場合に限り、対象となります。

Q.中古品や、リース、レンタルは対象となる？

A.対象となりません。

補助の流れ

「①発注」の前に補助対象となるか必ずご確認ください
（補助対象とならない場合、全額自己負担となります）

以下、手続きの流れ

- ①発注
- ↓
- ②設置完了
- ↓
- ③交付申請・実績
- ↓
- ④交付決定
- ↓
- ⑤補助金支払い

※⑤は受領委任も可
（施工業者へ直接払）

